令和８年第１回

豊後高田市議会定例会議案
（予算）

豊　後　高　田　市

議　案　目　次

（議　案）

第１号議案　令和８年度豊後高田市一般会計予算 …… 1
第２号議案　令和８年度豊後高田市国民健康保険特別会計予算 …… 15
第３号議案　令和８年度豊後高田市後期高齢者医療特別会計予算 …… 21
第４号議案　令和８年度豊後高田市介護保険特別会計予算 …… 25
第５号議案　令和８年度豊後高田市ケーブルネットワーク事業特別会計予算 …… 31
第６号議案　令和８年度豊後高田市水道事業会計予算 …… 37
第７号議案　令和８年度豊後高田市下水道事業会計予算 …… 41
第８号議案　令和７年度豊後高田市一般会計補正予算（第７号）…… 45
第９号議案　令和７年度豊後高田市水道事業会計補正予算（第２号）…… 59
第10号議案　令和７年度豊後高田市下水道事業会計補正予算（第１号）…… 61

（報　告）

第１号報告　令和７年度豊後高田市一般会計補正予算（第６号）について …… 63

第１号議案

令和８年度豊後高田市一般会計予算

令和８年度豊後高田市の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第１条　歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ18,421,493千円と定める。

２　歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第１表　歳入歳出予算」による。

（債務負担行為）

第２条　地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第２表　債務負担行為」による。

（地方債）

第３条　地方自治法第230条第１項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第３表　地方債」による。

（一時借入金）

第４条　地方自治法第235条の３第２項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、3,000,000千円と定める。

（歳出予算の流用）

第５条　地方自治法第220条第２項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用と定める。

令和８年２月26日提出

豊後高田市長　　佐々木　敏　夫

第 1 表　歳入歳出予算

歳入

（単位：千円）

款	項	金　額
1 市税		2,516,355
	1 市民税	1,043,867
	2 固定資産税	1,199,207
	3 軽自動車税	92,964
	4 市たばこ税	178,833
	5 入湯税	1,484
2 地方譲与税		167,792
	1 地方揮発油譲与税	28,889
	2 自動車重量譲与税	115,751
	3 森林環境譲与税	23,152
3 利子割交付金		4,625
	1 利子割交付金	4,625
4 配当割交付金		8,706
	1 配当割交付金	8,706

（単位：千円）

款	項	金　　額
5 株式等譲渡所得割交付金		11,858
	1 株式等譲渡所得割交付金	11,858
6 法人事業税交付金		47,585
	1 法人事業税交付金	47,585
7 地方消費税交付金		681,536
	1 地方消費税交付金	681,536
8 環境性能割交付金		3,421
	1 環境性能割交付金	3,421
9 地方特例交付金		25,768
	1 地方特例交付金	25,768
10 地方交付税		6,140,000
	1 地方交付税	6,140,000
11 交通安全対策特別交付金		2,423
	1 交通安全対策特別交付金	2,423

（単位：千円）

款	項	金　　額
12 分担金及び負担金		69,615
	1 分担金	31,816
	2 負担金	37,799
13 使用料及び手数料		135,121
	1 使用料	99,299
	2 手数料	35,822
14 国庫支出金		2,966,671
	1 国庫負担金	1,734,797
	2 国庫補助金	1,224,736
	3 委託金	7,138
15 県支出金		1,545,594
	1 県負担金	728,014
	2 県補助金	769,031
	3 委託金	48,549

（単位：千円）

款	項	金　　額
16 財産収入		115,618
	1 財産運用収入	115,617
	2 財産売払収入	1
17 寄附金		504,300
	1 寄附金	504,300
18 繰入金		1,104,887
	1 特別会計繰入金	3
	2 基金繰入金	1,102,884
	3 水道事業会計繰入金	2,000
19 繰越金		1
	1 繰越金	1
20 諸収入		276,717
	1 延滞金、加算金及び過料	2,702
	2 市預金利子	151
	3 貸付金元利収入	101,652

（単位：千円）

款	項	金　　額
	4 雑入	172,212
21 市債		2,092,900
	1 市債	2,092,900
歳　入　合　計		18,421,493

歳出

（単位：千円）

款	項	金　　額
1 議会費		172,589
	1 議会費	172,589
2 総務費		2,683,026
	1 総務管理費	2,287,228
	2 徴税費	190,595
	3 戸籍住民基本台帳費	106,817
	4 選挙費	75,091
	5 統計調査費	12,153
	6 監査委員費	11,142
3 民生費		5,676,399
	1 社会福祉費	3,090,739
	2 児童福祉費	2,135,368
	3 生活保護費	450,292
4 衛生費		1,159,045
	1 保健衛生費	589,679

（単位：千円）

款	項	金　　額
	2 清掃費	569,366
5 労働費		21,529
	1 労働諸費	21,529
6 農林水産業費		1,951,753
	1 農業費	1,266,498
	2 農地費	467,560
	3 林業費	185,471
	4 水産業費	32,224
7 商工費		500,336
	1 商工費	500,336
8 土木費		2,101,526
	1 土木管理費	69,316
	2 道路橋りょう費	1,349,620
	3 河川費	49,154
	4 港湾費	21,950

（単位：千円）

款	項	金　　額
	5 都市計画費	14,666
	6 住宅費	210,845
	7 下水道費	385,975
9 消防費		621,566
	1 消防費	621,566
10 教育費		1,482,822
	1 教育総務費	417,560
	2 小学校費	251,404
	3 中学校費	205,265
	4 幼稚園費	131,402
	5 社会教育費	179,217
	6 保健体育費	297,974
11 災害復旧費		2,219
	1 農林水産施設災害復旧費	1,090
	2 公共土木施設災害復旧費	1,129

（単位：千円）

款	項	金　　額
12 公債費		1,998,681
	1 公債費	1,998,681
13 諸支出金		2
	1 普通財産取得費	2
14 予備費		50,000
	1 予備費	50,000
歳　出　合　計		18,421,493

第 2 表　債務負担行為

（単位：千円）

事　　項	期　　間	限　度　額
行政情報システム更新委託料	令和８年度から令和10年度まで	90,639
県知事及び県議会議員選挙ポスター掲示場設置・管理・撤去業務委託料	令和８年度から令和９年度まで	3,500
野菜洗浄機リース料	令和８年度から令和12年度まで	1,632
自動車リース料（水産・地域産業課分）	令和８年度から令和10年度まで	3,678
牡蠣洗浄機リース料	令和８年度から令和10年度まで	542
国有林貸借料	令和８年度から令和９年度まで	5
自動車リース料（建設課分）	令和８年度から令和11年度まで	1,881
真玉地区住宅団地整備事業委託料	令和８年度から令和９年度まで	229,281

第 3 表　地　方　債

（単位：千円）

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
LED 照明導入改修事業	50,700	証書借入 又は 証券発行	年5.0%以内 （ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	政府資金については、その融通条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。
自治会集会所改修事業	9,000			
交通安全施設整備事業	9,700			
過疎地域持続的発展特別事業	116,400			
高齢者福祉施設整備事業	7,500			
保育所整備事業	42,400			
小規模給水施設等整備事業	5,200			
健康交流センター整備事業	5,100			
火葬場施設整備事業	6,200			
基盤強化推進事業（防災安全）	7,000			
健康増進施設整備事業	7,600			
ごみ処理施設整備事業	61,300			
し尿処理施設整備事業	25,200			
合併処理浄化槽設置整備事業	2,700			
農山漁村発イノベーション等整備事業	342,400			
かかぢ地域経済活性化事業	135,600			

農業農村整備事業	168,400
海岸保全施設整備事業	6,300
小規模土地改良事業	10,100
森林環境保全整備事業	43,800
漁港整備事業	8,100
漁場基盤整備事業	6,600
観光施設整備事業	19,700
道路整備事業	690,000
橋りょう整備事業	66,800
急傾斜地崩壊対策事業	20,600
河川整備事業	11,800
港湾整備事業	21,700
公園整備事業	1,700
分譲団地整備事業	60,100
消防防災施設整備事業	4,200
消防防災設備整備事業	19,800
災害対策事業	600
小学校施設整備事業	29,400
文教施設長寿命化事業（小学校）	2,400

中学校施設整備事業	35,000			
文教施設長寿命化事業（中学校）	1,600			
公民館改修事業	5,800			
図書館改修事業	800			
学校給食施設等整備事業	23,600			
計	2,092,900			

第２号議案

令和８年度豊後高田市国民健康保険特別会計予算

令和８年度豊後高田市の国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

１　歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,945,075千円と定める。

２　歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第１表　歳入歳出予算」による。

令和８年２月26日提出

豊後高田市長　　佐々木　敏　夫

第 1 表　歳入歳出予算

歳入

（単位：千円）

款	項	金　額
1 国民健康保険税		356,638
	1 国民健康保険税	356,638
2 一部負担金		2
	1 一部負担金	2
3 使用料及び手数料		220
	1 手数料	220
4 国庫支出金		5,915
	1 国庫補助金	5,915
5 県支出金		2,301,768
	1 県補助金	2,301,767
	2 財政安定化基金交付金	1
6 財産収入		2,860
	1 財産運用収入	2,860
7 寄附金		1
	1 寄附金	1

（単位：千円）

款	項	金　　額
8 繰入金		273,961
	1 他会計繰入金	232,702
	2 基金繰入金	41,259
9 繰越金		1
	1 繰越金	1
10 諸収入		3,708
	1 延滞金、加算金及び過料	2,704
	2 雑入	1,004
11 市債		1
	1 財政安定化基金貸付金	1
歳　入　合　計		2,945,075

歳出

（単位：千円）

款	項	金　　額
1 総務費		27,991
	1 総務管理費	23,716
	2 徴収費	3,954
	3 運営協議会費	321
2 保険給付費		2,239,956
	1 療養諸費	1,910,969
	2 高額療養費	318,982
	3 移送費	1
	4 出産育児諸費	9,004
	5 葬祭費	1,000
3 国民健康保険事業費納付金		624,752
	1 医療給付費分	436,143
	2 後期高齢者支援金等分	135,786
	3 介護納付金分	40,462
	4 子ども・子育て支援納付金分	12,361

（単位：千円）

款	項	金　　額
4 財政安定化基金拠出金		1
	1 財政安定化基金拠出金	1
5 保健事業費		37,310
	1 保健事業費	17,161
	2 特定健康診査等事業費	20,149
6 基金積立金		2,860
	1 基金積立金	2,860
7 公債費		1
	1 財政安定化基金償還金	1
8 諸支出金		2,204
	1 償還金及び還付加算金	2,202
	2 延滞金	1
	3 繰出金	1
9 予備費		10,000
	1 予備費	10,000
歳　出　合　計		2,945,075

第３号議案

令和８年度豊後高田市後期高齢者医療特別会計予算

令和８年度豊後高田市の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

１　歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ537,282千円と定める。

２　歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第１表　歳入歳出予算」による。

令和８年２月26日提出

豊後高田市長　　佐々木　敏　夫

第 1 表　歳 入 歳 出 予 算

歳入

（単位：千円）

款	項	金　額
1 後期高齢者医療保険料		381,172
	1 後期高齢者医療保険料	381,172
2 使用料及び手数料		42
	1 手数料	42
3 寄附金		1
	1 寄附金	1
4 繰入金		155,525
	1 一般会計繰入金	155,525
5 繰越金		1
	1 繰越金	1
6 諸収入		541
	1 延滞金、加算金及び過料	28
	2 償還金及び還付加算金	510
	3 雑入	3
歳　入　合　計		537,282

歳出

（単位：千円）

款	項	金　　額
1 総務費		3,735
	1 総務管理費	1,031
	2 徴収費	2,704
2 後期高齢者医療広域連合納付金		532,036
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	532,036
3 諸支出金		511
	1 償還金及び還付加算金	510
	2 繰出金	1
4 予備費		1,000
	1 予備費	1,000
歳　出　合　計		537,282

第４号議案

令和８年度豊後高田市介護保険特別会計予算

令和８年度豊後高田市の介護保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

１　歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3,007,829千円と定める。

２　歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第１表　歳入歳出予算」による。

令和８年２月26日提出

豊後高田市長　　佐々木　敏　夫

第 1 表　歳入歳出予算

歳入

（単位：千円）

款	項	金　額
1 保険料		477,912
	1 介護保険料	477,912
2 使用料及び手数料		49
	1 手数料	49
3 国庫支出金		793,068
	1 国庫負担金	482,607
	2 国庫補助金	310,461
4 支払基金交付金		779,889
	1 支払基金交付金	779,889
5 県支出金		453,417
	1 県負担金	426,898
	2 県補助金	26,519
6 財産収入		1,948
	1 財産運用収入	1,948

（単位：千円）

款	項	金　　額
7 寄附金		1
	1 寄附金	1
8 繰入金		501,511
	1 一般会計繰入金	433,627
	2 基金繰入金	67,884
9 繰越金		1
	1 繰越金	1
10 諸収入		33
	1 延滞金、加算金及び過料	28
	2 雑入	5
歳　入　合　計		3,007,829

歳出

（単位：千円）

款	項	金　　額
1 総務費		27,580
	1 総務管理費	7,951
	2 徴収費	3,905
	3 介護認定審査会費	15,724
2 保険給付費		2,798,476
	1 介護サービス等諸費	2,518,413
	2 介護予防サービス等諸費	109,132
	3 その他諸費	2,579
	4 高額介護サービス等費	64,400
	5 高額医療合算介護サービス等費	11,150
	6 特定入所者サービス等費	92,802
3 地域支援事業費		169,321
	1 介護予防・生活支援サービス事業費	70,360
	2 一般介護予防事業費	19,640
	3 包括的支援事業・任意事業費	79,321

（単位：千円）

款	項	金　　額
4 基金積立金		1,948
	1 基金積立金	1,948
5 諸支出金		504
	1 償還金及び還付加算金	503
	2 繰出金	1
6 予備費		10,000
	1 予備費	10,000
歳　出　合　計		3,007,829

第５号議案

令和８年度豊後高田市ケーブルネットワーク事業特別会計予算

令和８年度豊後高田市のケーブルネットワーク事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第１条　歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ382,209千円と定める。

２　歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第１表　歳入歳出予算」による。

（地方債）

第２条　地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第１項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第２表　地方債」による。

令和８年２月26日提出

豊後高田市長　　佐々木　敏　夫

第 1 表　歳入歳出予算

歳入

（単位：千円）

款	項	金　額
1 分担金及び負担金		2,938
	1 分担金	2,938
2 使用料及び手数料		125,183
	1 使用料	123,717
	2 手数料	1,466
3 財産収入		27,299
	1 財産運用収入	27,299
4 繰入金		112,272
	1 他会計繰入金	112,272
5 繰越金		1
	1 繰越金	1
6 諸収入		1,616
	1 延滞金、加算金及び過料	1
	2 雑入	1,615

（単位：千円）

款	項	金　　額
7 市債		112,900
	1 市債	112,900
歳　入　合　計		382,209

歳出

（単位：千円）

款	項	金　　額
1 総務費		149,281
	1 総務管理費	149,281
2 ケーブルネットワーク施設費		155,077
	1 ケーブルネットワーク施設整備費	155,077
3 公債費		72,851
	1 公債費	72,851
4 予備費		5,000
	1 予備費	5,000
歳　出　合　計		382,209

第 2 表　　地　方　債

（単位：千円）

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
地域情報通信基盤整備事業	112,900	証書借入 又は 証券発行	年5.0%以内 （ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	政府資金については、その融通条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。
計	112,900			

第６号議案

令和８年度豊後高田市水道事業会計予算

（総則）

第１条　令和８年度豊後高田市水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第２条　業務の予定量は、次のとおりとする。

（１）	給水戸数	6,600戸
（２）	年間総給水量	1,957,000㎥
（３）	１日平均給水量	5,360㎥
（４）	主要な建設改良事業	
ア	水源設備拡張事業	49,500千円
イ	配水設備拡張事業	16,830千円
ウ	配水設備改良事業	22,000千円

（収益的収入及び支出）

第３条　収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収　　入		
第１款	水道事業収益	320,461千円
第１項	営業収益	267,063千円
第２項	営業外収益	53,396千円
第３項	特別利益	2千円
支　　出		

第１款	水道事業費用	312,113千円
第１項	営業費用	292,702千円
第２項	営業外費用	17,810千円
第３項	特別損失	101千円
第４項	予備費	1,500千円

（資本的収入及び支出）

第４条　資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額86,020千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額5,488千円、過年度分損益勘定留保資金80,532千円で補填するものとする。)。

収	入	
第１款	資本的収入	69,964千円
第１項	企業債	27,300千円
第２項	負担金	28,664千円
第３項	補助金	7,000千円
第４項	出資金	7,000千円
支	出	
第１款	資本的支出	155,984千円
第１項	建設改良費	89,971千円
第２項	企業債償還金	66,013千円

（企業債）

第５条　起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

（単位：千円）

起債の目的	限　度　額	起債の方法	利　　率	償　還　の　方　法
建設改良事業	27,300	証書借入 又は 証券発行	年5.0%以内 （ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	政府資金については、その融通条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。

（一時借入金）

第６条　一時借入金の限度額は、30,000千円と定める。

（予定支出の各項の経費の金額の流用）

第７条　予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

（１）　消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における各項の間の流用

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）

第８条　次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

職員給与費　　45,913千円

（他会計からの補助金）

第９条　支払利息及び児童手当のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、1,664千円である。

（たな卸資産購入限度額）

第10条　たな卸資産の購入限度額は、4,017千円と定める。

令和８年２月26日提出

豊後高田市長　　佐々木　敏　夫

第７号議案

令和８年度豊後高田市下水道事業会計予算

（総則）

第１条　令和８年度豊後高田市下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第２条　業務の予定量は、次のとおりとする。

（１）	水洗化人口	10,300人
（２）	年間総処理水量	1,652,000㎥
（３）	１日平均処理水量	4,526㎥
（４）	主要な建設改良事業	
	ア　汚水管渠建設事業	121,290千円
	イ　雨水管渠建設事業	426千円
	ウ　処理場建設事業	114,061千円

（収益的収入及び支出）

第３条　収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収　　入	
第１款　下水道事業収益	877,536千円
第１項　営業収益	264,217千円
第２項　営業外収益	613,316千円
第３項　特別利益	3千円

支　　出

第１款	下水道事業費用	864,970千円
第１項	営業費用	824,684千円
第２項	営業外費用	37,771千円
第３項	特別損失	215千円
第４項	予備費	2,300千円

（資本的収入及び支出）

第４条　資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額276,553千円は当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額3,137千円、当年度分損益勘定留保資金273,416千円で補填するものとする。)。

収　　入

第１款	資本的収入	316,468千円
第１項	企業債	212,800千円
第２項	工事負担金	3,832千円
第３項	他会計出資金	3,697千円
第４項	他会計補助金	1千円
第５項	国庫補助金	84,000千円
第６項	県補助金	938千円
第７項	投資償還等収入	11,200千円

支　　出

第１款　資本的支出　593,021千円

第１項　建設改良費　236,844千円

第２項　固定資産購入費　2千円

第３項　企業債償還金　354,409千円

第４項　投資　1,764千円

第５項　過年度補助金等返納額　2千円

（企業債）

第５条　起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。　（単位：千円）

起債の目的	限　度　額	起債の方法	利　　率	償　還　の　方　法
建設改良事業	118,100	証書借入 又は 証券発行	年5.0%以内 （ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	政府資金については、その融通条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。
資本費平準化債	94,700			

（一時借入金）

第６条　一時借入金の限度額は、30,000千円と定める。

（予定支出の各項の経費の金額の流用）

第７条　予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

（１）　消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における各項の間の流用

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）

第８条　次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

職員給与費　　62,902千円

（他会計からの補助金等）

第９条　事業運営のため一般会計からこの会計へ補助等を受ける金額は、385,975千円である。

令和８年２月26日提出

豊後高田市長　　佐々木　敏　夫

第８号議案

令和７年度豊後高田市一般会計補正予算（第７号）

令和７年度豊後高田市の一般会計補正予算（第７号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ43,357千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ18,190,665千円とする。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第２条　既定の繰越明許費の追加は、「第２表　繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第３条　既定の債務負担行為の変更は、「第３表　債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第４条　既定の地方債の追加及び変更は、「第４表　地方債補正」による。

令和８年２月26日提出

豊後高田市長　　佐々木　敏　夫

第 1 表　歳入歳出予算補正

歳入

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
12 分担金及び負担金		63,185	66	63,251
	1 分担金	29,403	66	29,469
14 国庫支出金		2,784,062	5,868	2,789,930
	1 国庫負担金	1,657,512	△6,000	1,651,512
	2 国庫補助金	1,118,223	11,868	1,130,091
15 県支出金		1,532,188	201,936	1,734,124
	1 県負担金	709,386	△3,000	706,386
	2 県補助金	725,524	204,936	930,460
18 繰入金		1,211,613	△58,398	1,153,215
	2 基金繰入金	1,209,610	△58,398	1,151,212
20 諸収入		313,992	371	314,363
	4 雑入	210,437	371	210,808
21 市債		1,839,600	△193,200	1,646,400
	1 市債	1,839,600	△193,200	1,646,400
歳　入　合　計		18,234,022	△43,357	18,190,665

歳出

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		3,192,932	△87,552	3,105,380
	1 総務管理費	2,730,251	△85,621	2,644,630
	2 徴税費	188,709	△5,780	182,929
	3 戸籍住民基本台帳費	151,978	3,849	155,827
3 民生費		5,503,254	△9,163	5,494,091
	1 社会福祉費	3,090,891	△5,228	3,085,663
	2 児童福祉費	2,001,781	△4,265	1,997,516
	3 生活保護費	410,582	330	410,912
4 衛生費		1,667,959	△17,550	1,650,409
	1 保健衛生費	536,140	△18,500	517,640
	2 清掃費	1,131,819	950	1,132,769
5 労働費		22,386	1,900	24,286
	1 労働諸費	22,386	1,900	24,286
6 農林水産業費		1,455,559	△106,914	1,348,645
	1 農業費	802,956	△56,417	746,539
	2 農地費	413,517	△21,539	391,978

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
	3 林業費	167,680	△10,562	157,118
	4 水産業費	71,406	△18,396	53,010
7 商工費		691,440	150,337	841,777
	1 商工費	691,440	150,337	841,777
8 土木費		1,652,149	△163,782	1,488,367
	1 土木管理費	68,520	0	68,520
	2 道路橋りょう費	847,533	△120,146	727,387
	3 河川費	105,502	△14,792	90,710
	4 港湾費	29,850	△17,000	12,850
	6 住宅費	172,386	△11,844	160,542
9 消防費		586,134	0	586,134
	1 消防費	586,134	0	586,134
10 教育費		1,457,638	29,031	1,486,669
	1 教育総務費	452,765	26,605	479,370
	2 小学校費	260,619	0	260,619
	5 社会教育費	206,739	2,256	208,995

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
	6 保健体育費	283,648	170	283,818
11 災害復旧費		2,224	160,336	162,560
	1 農林水産施設災害復旧費	1,090	160,336	161,426
	2 公共土木施設災害復旧費	1,134	0	1,134
歳　出　合　計		18,234,022	△43,357	18,190,665

第 2 表　繰越明許費補正

追　加　　（単位：千円）

款	項	事業名	金額
2　総務費	1　総務管理費	恋人の聖地応援事業（地域未来交付金）	7,995
2　総務費	1　総務管理費	恋叶ロード沿線真玉地域活性化事業（地域未来交付金）	2,738
2　総務費	1　総務管理費	恋叶ロード沿線香々地地域活性化事業（地域未来交付金）	1,700
2　総務費	3　戸籍住民基本台帳費	戸籍住民基本台帳システム改修事業	3,849
3　民生費	1　社会福祉費	社会福祉施設等物価高騰対策事業	5,716
3　民生費	2　児童福祉費	物価高対応子育て応援手当支給事業	3,694
3　民生費	2　児童福祉費	ママ家事サポート事業（地域未来交付金）	485
4　衛生費	1　保健衛生費	省エネエアコン購入促進事業	7,000
5　労働費	1　労働諸費	まちの未来へつなぐ就労支援事業（地域未来交付金）	1,900
6　農林水産業費	1　農業費	農林水産業経営経費物価高騰対策事業	30,975
6　農林水産業費	1　農業費	まちの未来へつなぐ農林水産振興事業（地域未来交付金）	13,506

6　農林水産業費	2　農地費	農業基盤整備促進事業	2,625
6　農林水産業費	2　農地費	土地改良施設維持管理適正化事業	5,000
6　農林水産業費	3　林業費	森林環境保全整備事業（林道整備分）	38,231
7　商工費	1　商工費	物価高騰対策プレミアム商品券事業（第11弾）	134,238
7　商工費	1　商工費	小規模事業者等物価高騰対策事業	10,000
7　商工費	1　商工費	地域観光事業者物価高騰対策事業	7,200
7　商工費	1　商工費	「恋人の聖地」関係人口拡大による地域活性化事業（地域未来交付金）	8,800
7　商工費	1　商工費	夷地区観光拠点施設整備事業	20,000
8　土木費	2　道路橋りょう費	過疎（道路）対策事業	71,000
8　土木費	2　道路橋りょう費	都市構造再編集中支援事業	40,700
8　土木費	2　道路橋りょう費	交通安全対策事業（通学路緊急対策分）	11,600
8　土木費	2　道路橋りょう費	社会資本整備総合交付金事業（道路分）	18,910
8　土木費	6　住宅費	分譲団地環境整備事業	8,622

8　土木費	6　住宅費	分譲宅地整備事業	57,970
10　教育費	1　教育総務費	高校生のための学びの 21 世紀塾推進事業（地域未来交付金）	32,902
10　教育費	2　小学校費	文教施設長寿命化事業（小学校）	36,500
10　教育費	5　社会教育費	図書館魅力アップ事業（地域未来交付金）	1,000
10　教育費	6　保健体育費	スポーツイベント交流創出事業（地域未来交付金）	170
11　災害復旧費	1　農林水産施設災害復旧費	過年発生農林水産施設補助災害復旧事業	160,336

第 3 表　債務負担行為補正

変　更　　（単位：千円）

事　　項	補　正　前		補　正　後	
	期　間	限度額	期　間	限度額
漁業近代化資金利子補給費補助金	令和７年度から 令和14年度まで	243	令和７年度から 令和 17 年度まで	641

第 4 表　地 方 債 補 正

追　加　　（単位：千円）

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
現年発生農林水産施設災害復旧事業	400	証書借入 又は 証券発行	年5.0%以内 （ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	政府資金については、その融通条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。
現年発生公共土木施設災害復旧事業	1,400			
過年発生農林水産施設災害復旧事業	700			
過年発生公共土木施設災害復旧事業	1,200			

変　更　　（単位：千円）

<table>
<tr><th rowspan="2">起債の
目　的</th><th colspan="4">補　正　前</th><th colspan="4">補　正　後</th></tr>
<tr><th>限度額</th><th>起債の
方法</th><th>利率</th><th>償還の方法</th><th>限度額</th><th>起債の
方法</th><th>利率</th><th>償還の
方法</th></tr>
<tr><td>農山漁村発イノベーション等整備事業</td><td>135,000</td><td rowspan="10">証書借入
又は
証券発行</td><td rowspan="10">年3.0%以内
（ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）</td><td rowspan="10">政府資金については、その融通条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。</td><td>60,900</td><td rowspan="10">補正前に
同じ</td><td rowspan="10">年5.0%以内
（ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）</td><td rowspan="10">補正前に
同じ</td></tr>
<tr><td>そば産地振興対策事業</td><td>5,300</td><td>3,700</td></tr>
<tr><td>農業農村整備事業</td><td>141,800</td><td>128,800</td></tr>
<tr><td>森林環境保全整備事業</td><td>44,900</td><td>36,500</td></tr>
<tr><td>水産基盤整備事業</td><td>26,600</td><td>17,000</td></tr>
<tr><td>道路整備事業</td><td>352,300</td><td>286,400</td></tr>
<tr><td>橋りょう整備事業</td><td>71,800</td><td>63,600</td></tr>
<tr><td>河川整備事業</td><td>18,200</td><td>14,200</td></tr>
<tr><td>港湾整備事業</td><td>29,500</td><td>12,500</td></tr>
<tr><td>分譲団地環境整備事業</td><td>8,600</td><td>8,800</td></tr>
</table>

消防防災施設整備事業	800			900			
文教施設長寿命化事業（小学校）	34,800			38,800			
公民館改修事業	3,300			3,900			
自治会集会所改修事業	15,000			補正前に同じ			
交通安全施設整備事業	8,100						
過疎地域持続的発展特別事業	115,800						
高齢者福祉施設整備事業	3,100						
健康交流センター整備事業	2,400						
火葬場施設整備事業	3,000						
ごみ処理施設整備事業	616,800						

し尿処理施設整備事業	2,300							
合併処理浄化槽設置整備事業	2,700							
海岸保全施設整備事業	9,400							
小規模土地改良事業	2,200							
漁港整備事業	6,700							
漁場基盤整備事業	2,700							
観光施設整備事業	21,100							
昭和の町施設改修事業	3,300							
急傾斜地崩壊対策事業	56,600							
分譲団地整備事業	36,300							
消防防災設備整備事業	18,500							

防災情報伝達体制整備事業	9,600							
小学校施設整備事業	8,700							
中学校施設整備事業	3,500							
幼稚園施設整備事業	400							
文教施設長寿命化事業（幼稚園）	600							
学校給食施設等整備事業	17,900							

第９号議案

令和７年度豊後高田市水道事業会計補正予算（第２号）

第１条　令和７年度豊後高田市水道事業会計補正予算（第２号）は、次に定めるところによる。

第２条　令和７年度豊後高田市水道事業会計予算（以下「予算」という。）第３条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

（科　　目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（　計　）
支出			
第１款　水道事業費用	310,187千円	5,761千円	315,948千円
第２項　営業外費用	9,087千円	5,761千円	14,848千円

第３条　予算第４条に定めた資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

（科　　目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（　計　）
支出			
第１款　資本的支出	167,345千円	△50,000千円	117,345千円
第１項　建設改良費	95,912千円	△50,000千円	45,912千円

令和８年２月26日提出

豊後高田市長　　佐々木　敏　夫

第10号議案

令和７年度豊後高田市下水道事業会計補正予算（第１号）

第１条　令和７年度豊後高田市下水道事業会計補正予算（第１号）は、次に定めるところによる。

第２条　令和７年度豊後高田市下水道事業会計予算第４条に定めた資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

（科　　目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（　計　）
支出			
第１款　資本的支出	584,962千円	△69,100千円	515,862千円
第１項　建設改良費	223,172千円	△68,000千円	155,172千円
第２項　固定資産購入費	1,101千円	△1,100千円	1千円

第３条　既定の地方債の変更は、次のとおりとする。

（単位：千円）

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
建設改良事業	116,400	証書借入又は証券発行	年3.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	政府資金については、その融通条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。	補正前に同じ	補正前に同じ	年5.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	補正前に同じ
資本費平準化債	98,300							

令和８年２月26日提出

豊後高田市長　　佐々木　敏　夫

第１号報告

令和７年度豊後高田市一般会計補正予算（第６号）について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第１項の規定に基づき、次のとおり専決処分したので、同条第３項の規定により報告し、承認を求める。

令和８年２月26日提出

豊後高田市長　　佐々木　敏　夫

令和７年度豊後高田市一般会計補正予算（第６号）

令和７年度豊後高田市の一般会計補正予算（第６号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

１　既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ24,115千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ18,234,022千円とする。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

第 1 表　歳入歳出予算補正

歳入

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
15 県支出金		1,508,073	24,115	1,532,188
	3 委託金	73,163	24,115	97,278
歳　入　合　計		18,209,907	24,115	18,234,022

歳出

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		3,168,817	24,115	3,192,932
	4 選挙費	56,755	24,115	80,870
歳　出　合　計		18,209,907	24,115	18,234,022

専決年月日　令和８年１月16日